

令和 2 年 6 月 11 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03259

研究課題名（和文）1789年フランス人権宣言の受容浸透過程の法社会史的研究

研究課題名（英文）Legal Social History on the Dissemination of the French Declaration of the Rights of Man and Citizen of 1789

研究代表者

石井 三記（ISHII, MITSUKI）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：60176146

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、フランスの1789年人権宣言を素材にして、法社会史の観点からその時代の文脈の中でどのような媒体で社会に広がりを見せていったのかを研究しようとしたものである。フランス革命の理念は革命前のアンシャン・レジームとの断絶を強調するが、まったくの白紙状態から構築されたわけではなく、その普及は革命が打倒しようとしたキリスト教の教理問答書を換骨奪胎して、共和主義の公民教育マニュアルが作られていった。それらは革命の進行につれて次第に世俗的で愛国的となり、テルミドールのクーデタ後には所有権が強調され秩序重視となるといったトーンの変化が見られる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

フランス人権宣言の研究はフランス革命期のハイライトとして歴史的な意義と重要性をもつものであるが、同時に、1789年の人権宣言が現在の第5共和制憲法前文において言及されていることによってフランス憲法院での裁判規範として現行法の効力をもっていることから、憲法学者による研究が多くなされてきた。本研究では、従来の立法史研究にとどまらず、議会の外での人権宣言の受容浸透過程にも視野を広げた法社会史的研究を意図し、同時代の歴史的な文脈に置きなおして、広義の公民教育の事例として今日的な意義を有するものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research tends to analyze the French Declaration of the Rights of Man and Citizen of 1789 from the perspective of the legal social history. Although the ideas of the French Revolution emphasized the rupture with the Old Regime, the process of the dissemination of the revolutionary doctrine shows us that the french revolutionary borrowed the christian catechisms in order to popularize the new ideas about the Republic. The tone changes along with a revolutionary advance, for example, they became more secularized and more patriotic. And the order was emphasized with the property in the thermidorian catechisms.

研究分野：フランス法制史

キーワード：フランス人権宣言 フランス革命 法制史 法社会史

## 1. 研究開始当初の背景

今日までのフランス人権宣言の研究の歩みは、それだけで一つの研究対象になりうるほどの蓄積がある。わが国では、深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説」1964年が本格的な人権宣言研究のスタート地点にあるといえよう。もちろん、戦前にもイェリネックとプトミーの人権宣言起源論争は美濃部達吉その他によって紹介されていたし、さらに遡って人権宣言の翻訳自体も明治9年にお雇い外国人ジブスケの『佛蘭西憲法』の中でなされていた。深瀬忠一以降の研究にもどると、稲本洋之助の東大社会科学研究所編『基本的人権の研究』所収の論文、主権概念をめぐる杉原泰雄と樋口陽一の論争などを経て、1989年のフランス革命二百周年を契機とした研究、とくに辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性 フランス人権宣言と現代憲法』1992年、田村理『フランス革命と財産権』1997年が憲法学と歴史学を接合しようとするものとして重要であり、21世紀に入って、石崎学『人権の変遷』2007年は法律中心主義を問題にした人権宣言研究として注目にあたいし、アメリカ憲法専攻者ではあるが澤登文治『フランス人権宣言の精神』2007年は、憲法学の中で深瀬忠一以来の人権宣言起草過程が詳細に研究されていることを示すものになっている。

目を海外、とくにフランスの研究動向に転ずると、ここでも、とくにフランス革命二百周年を契機にして、文字通り汗牛充棟の文献が出されている。資料集としては、S. Rials 編のものが新書判ながら700頁を超える文献で、人権宣言制定作業過程の詳細にとどまらず、イギリスのマグナ・カルタからアメリカ諸州の宣言までも収録するものになっている。資料集としては、このほか、A. de Baecque や L. Jaume のものがある。人権宣言を直接研究する文献も多数あるが、シンポジウム報告や雑誌の「フランス革命」ないし「人権宣言」特集号が重要である。とくに、S. Rials が中心となった法学雑誌 *Droits* は複数号にわたって、「人権宣言」特集を組み、M. Troper をはじめとする憲法学者の論文を収録している。21世紀の2010年代には新たな人権宣言研究があらわれてきた。2013年には I. Anselme の学位論文が1791年憲法の審議において2年前に出された人権宣言のテキストがどのように引用参照されたかを検討し、2014年にはガリマール社の人文学叢書の1冊として V. Zuber による書物が共和制の聖なる文書としての人権宣言が公民教育に果たした役割を通時的かつ多面的に描き出した。そして2015年には C. Rainette がフランス革命期の芸術における主権の図像研究を公刊した。

## 2. 研究の目的

以上の内外の研究動向の中で本研究の着想は、フランス革命史研究の大家である L. HUNT の『人権を創造する (*Inventing Human Rights*)』(初版は2007年)との出会いによって得られた。著者 HUNT は1776年のアメリカ独立宣言、1948年の世界人権宣言も視野に入れながら、フランス人権宣言にグローバル・ヒストリー的なアプローチをしている。本研究ではこのアプローチを推し進めつつも、人権宣言のターミノロジーなどにこだわり、その語彙などを同時代の歴史的な文脈の中にもう一度置きなおして、どうしてそのことば・表現が選定されていったのかを、フランス革命期の議会の外での文献資料にまで視野を広げ、辞書・事典・注釈書類のほか革命の教理問答書など探索し、フランス人権宣言の新たな読みを提示したいと考える。

たとえば、人権宣言13条14条の *contribution* の語の採用にはアンシャン・レジームの *impôt* のニュアンスが「上からの」課税であるのにたいする、みんなが「下から」貢献寄与するとの思いが込められていたのである。人権宣言タイトルについても当初、「権利と義務」宣言のかたちで構想されていたことなど、選び取られ、あるいは捨てられたタームの一つひとつにこだわり、人権宣言の法的言語空間を再現してみたい。このように本研究は、ともすれば基礎的研究が軽視されがちな今日、広い視野からフランス人権宣言を取り上げ、従来の研究では重視されてこなかったアプローチで、人権宣言の新たな読みを提示するという独創的な目的を有する。そして予想される成果として、隣接の研究分野である憲法学、歴史学、思想史、教育史等にたいして研究対象の歴史文書としての重要な意義を確認することと相まって、研究方法の面でも大きなインパクトをあたえることができ、社会的にも人権教育や法教育の一端を担いようものと考えている。

## 3. 研究の方法

本研究では、1789年人権宣言の受容浸透過程を明らかにするために、大きく二つの観点、すなわち法図像学的アプローチとテキスト・語彙からのアプローチをおこなっていく。今日ではデジタル・ライブラリーの恩恵を受けることが歴史学の分野でも可能になってきたが、本研究の場合は民衆向けの普及浸透過程を問題にしている関係でまだ抜け落ちている資料があり、したがってフランス現地での一次資料の収集が重要になってくる。

フランス人権宣言の絵画版画の資料や制作普及過程の解明については、革命期の公民教育のための「すごろく遊び」を所蔵しているフランス国立図書館の版画部門やわが国でも中学高校の教科書参考書で登場するフランス人権宣言のポスターの原画があるカルナヴァレ美術館を利用することからはじめ、人権宣言のテキスト・語彙からのアプローチとしては、1789年人権宣言が2年後の1791年憲法の冒頭に置かれることから、その1791年憲法そのものの収集もテクス

ト・クリティークの観点から重要である。革命的な語彙の分析には、その時代文脈のなかでの読解を検討するうえで辞書事典類が不可欠である。たとえばフランス革命期の1798年にはアカデミー・フランセーズの辞書の第5版が出版されていて、その巻末付録にはフランス革命期の新語造語が補遺としてまとめて収録されている。新たな語彙が革命の理念を解くキーになっているのである。さらに革命期以降、人権宣言の一般向け解説書が出されていることがその普及過程を知るうえで大変参考になってくる。

#### 4. 研究成果

フランス革命は、「アンシャン・レジーム」(このことば自体が革命期に登場する)と断絶して、新たなレジームを作り上げようとするものであったから、革命前のカトリックを国教として民衆を統制しようとしたさまざまな制度からも解き放たれることを目指していた。換言すると、フランス革命は社会や制度のみならず、人間の「再生」も目指していたのである。したがって、革命理念の教育の重要性が浮上してくる。そのために、人権宣言のポスターが版画で出回り、その絵解きが解説されていた。1791年に公民教育のために出された「すごろく遊び」は革命初期の目的である「憲法制定」を「あがり」にしている、その折り返し点に「人権宣言」が置かれ、それはモーセの十戒の石板にならったかたちで描かれていて、革命前の民衆教化の連続性が見て取れるのである。

つまり革命はアンシャン・レジームとの断絶を強調するため、革命理念の普及に努めることになるが、その手段や方法はまったくの白紙状態から構築されたのではなく、革命前のカトリックの教理問答の類を利用するかたちで作り上げられた。このいわば革命理念のカテキズム類は、E. ケネディの研究によれば90弱ある。そして革命の進行につれてそのトーンが変わっていくことが興味深い。革命初期の1789年から90年頃はまだキリスト教的な色合いが濃く、だが公民的でもあるが、91、92年頃から次第に非キリスト教化が進むと世俗的で愛国的かつ啓蒙思想の影響を受けた理神論がベースとなる。そして94年のテルミドールのクーデタ後には革命が秩序重視となるにつれて所有権が強調されていく。これらの教理問答ないし公民教育冊子類は安価で、たとえばラ・シャボシエールの小学校用『共和国道徳の原理』は25サンチームで、民衆協会で児童の読み上げに使用されたりしていた。また匿名の『フランス共和国教理問答』の判型は携帯できる大きさで93年人権宣言のテキスト、共和主義の十戒等あって、最後はラ・マルセイエーズが置かれている。女性の権利へ言及する『ヴォードヴィル風人及び市民の権利』も19世紀に再版されていた。

本研究をおこなっている期間において、フランス革命期の憲法思想で学位を取得されたランス大学法学部長でもあるブドン教授を招聘して講演をしてもらい突っ込んだ議論をすることができた。19世紀のフランスは政治体制が共和制から帝政、復古王政へと移り変わり、1848年の二月革命から第二帝政そして第三共和制の初期が「王政待ちの共和制」と呼ばれていたように、さらにもう一周すると言ってもいいくらいに変遷きわまりない。じつは19世紀のそれぞれの体制ごとに、憲法や憲章は人権にかんする条項を置いていたのであるが、第三共和制憲法には人権規定はなく、組織法律の位置付けであった。しかし、逆説的ながら、この時期こそ革命期の人権宣言への注目がなされていて、フランス憲法学の歴史でいわれる「人権」概念から「公的自由」概念への法化が進むことの内実をブドン教授の講演の翻訳解説で公表することができた。

ブドン教授にはまたフランス革命期の三つの宣言、すなわち1789年、1793年そして1795年の権利義務宣言のテキスト分析についても講演をしていただき、その折に「最高存在」の用法などの諸人権宣言の、いわば宗教的な性格の問題や三つの宣言テキストにおける「平等」の位置づけ、95年宣言内での「責務 (obligation)」と「義務 (devoir)」の語義などの検討もおこなった。結論的には三つの宣言がそれぞれの革命状況による違いを見せるとともに、三つの共通性も明らかになり、原点としての1789年宣言の意義が明確になったといえよう。

本研究の内容については、平成30年5月にパリ高等師範学校で講演する機会を得た。そのときのディスカッサントはパリ第一大学の副学長であり法制史が専門のボナン教授であったが、従来の人権宣言研究のみならず法制史研究の新たな研究手法ともなっているとの高い評価をいただくことができた。このような法社会史的な研究はフランス人権宣言の法制史研究に新たな視野を拡大する知見として重要と考える。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 ジュリアン・ブドン著、石井三記訳	4. 巻 281
2. 論文標題 フランス革命期の諸人権宣言	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 名古屋大学 法政論集	6. 最初と最後の頁 333 - 355
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18999/nujlp.281.14	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 石井三記	4. 巻 282
2. 論文標題 Analyse iconologique et terminologique de la Declaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 名古屋大学 法政論集	6. 最初と最後の頁 57-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 ジュリアン・ブドン著、石井三記監訳、河嶋春菜訳	4. 巻 276
2. 論文標題 19世紀フランスにおける人権から公的自由への変遷	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学 法政論集	6. 最初と最後の頁 431-457
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18999/nujlp.276.15	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 ジャン＝ルイ・アルベラン著、石井三記監訳、河嶋・松本共訳	4. 巻 278
2. 論文標題 人権と弁護士職 仏独日三か国の例に見る両者の歴史的連関	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学 法政論集	6. 最初と最後の頁 381-406
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18999/nujlp.278.15	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 ジャン=マルク・ソヴェ著、晴山一穂(訳)、石井三記ほか	4. 巻 271
2. 論文標題 コンセイユ・デタと基本権の保護	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学 法政論集	6. 最初と最後の頁 175-208
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計5件(うち招待講演 0件/うち国際学会 3件)

1. 発表者名 石井三記
2. 発表標題 Le portrait d'un criminaliste au XVIIIe siecle: P. F. Muyart de Vouglans et C. Beccaria
3. 学会等名 Seminaire de l'equipe TheorHis (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石井三記
2. 発表標題 Les ceremonies royales au point du vue d'histoire du droit
3. 学会等名 Colloque Les premieres rencontres de deux Facultes de Droit Reims - Nagoya (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石井三記
2. 発表標題 ベッカリーアとミュイヤール・ド・ヴーグラン: 対極的な二人なのか?
3. 学会等名 法制史学会中部部会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石井三記
2. 発表標題 Analyse iconologique et terminologique de la Declaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789
3. 学会等名 Conference a l'Ecole Normale Superieure de Paris
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石井三記
2. 発表標題 Abhorrer l'interregne ou deux corps du roi : une comparaison franco-japonaise sur les ceremonies royales / imperials
3. 学会等名 XIIIe Seminaire Franco-Japonais de Droit Public (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----